計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

- 2. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

·無形固定資産

定額法を採用している。

- (2) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する 宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金を退職給付引当金 として計上している。
- 3. 重要な会計方針の変更
 - ・適用する会計基準を、平成23年基準(平成23年雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号)から、 平成28年基準(平成28年厚生労働省令第79号)に変更する。
- 4. 法人で採用する退職給付制度
 - ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び 宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度による。
- 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式) は公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4)公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)は実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式) は実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

特別養護老人ホーム ゆうゆうの森拠点(社会福祉事業)

「本部」
「特別養護老人ホーム ゆうゆうの森」
「短期入所生活介護」
「ゆうゆうの森 デイサービスセンター」
「配食サービス」
「居宅介護支援事業所」
養護老人ホーム 幸寿園拠点(社会福祉事業)
「養護老人ホーム 幸寿園」
「特定入居者生活介護」

□ 「生計困難者に対する相談支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地(基本)	38, 669, 907	0	0	38, 669, 907
建物(基本)	666, 798, 247	5, 616, 000	18, 262, 097	654, 152, 150
合 計	705, 468, 154	5, 616, 000	18, 262, 097	692, 822, 057

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位・円)

			(十1元・11)
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物 (基本)	855, 165, 506	201, 013, 356	654, 152, 150
小 計	855, 165, 506	201, 013, 356	654, 152, 150
その他の固定資産			
構築物	10, 108, 500	2, 718, 259	7, 390, 241
車輌運搬具	19, 235, 665	16, 957, 802	2, 277, 863
器具及び備品	38, 322, 881	32, 912, 785	5, 410, 096
小 計	67, 667, 046	52, 588, 846	15, 078, 200
合 計	922, 832, 552	253, 602, 202	669, 230, 350

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし